

財務省告示第百六十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十年四月二十二日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年五月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 法律及びそ の条項の適 用	四 発行方法	五 募入決定の
利付国庫債券（十年）（第二百七 十七回及び第二百八十四回）及 び利付国庫債券（二十年）（第三 十二回、第四十三回、第四十三 回、第四十四回、第四十五回、 第四十六回、第四十七回、第四 十八回、第四十九回、第五十回、 第五十二回、第五十三回、第五 十四回、第五十五回、第五十六 回、第五十七回、第五十八回及 び第六十一回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 一、振替法（という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行のうち利回り格差の小 各申込みのうち利回り格差の小				

方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格	発行額	振替額	の記載又は記録による最低額と	の整理数の倍の金額によるものと	する。〇	平成二十年四月二十二日	発行対象国債ごと算式により算	出た金額
さいものからその応募額を順次	割り当てる。からその応募額を順次	額面金額で九百九十六億円	千五億六千八百二十九万六千	五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録による最低額と	の整理数の倍の金額によるものと	する。〇	平成二十年四月二十二日	発行対象国債ごと算式により算	出た金額		

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left\{ \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right\} \times \text{残存年数}}$$

十三 利率の経過払込み

(一) 別表のとおり
 (二) 別表のとおり
 は、募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に追加、次の算
 式により算出した金額を第二
 十号に規定する期日に払い込
 むものとする。

の率前十発行、
 額金の償還に
 面債国債の償
 額面債国債の
 の象国債の象
 行の象国債の
 各期日発行の
 各期日発行の
 100×各期日
 発行額×各期
 名総額/利子規
 算の過日(口等
 。) / 365

十四 利 子

十五 償還金の期限
十六 償還金の額
十七 入札の基

(二) 発行時に、その利
 子に係る所得が、源泉徴収
 されるものとして、振替口座
 簿中の口座に記載又は記録
 されるものについては、前
 記(一)の算式により算出した
 金額から当該金額に百分の
 二十を乗じた金額(ただし、
 当該国債を発行時において
 取得する者が非居住者又は
 外国法人である場合には、
 前記(一)の算式により算出し
 た金額に当該非居住者又は
 外国法人が適用を受ける所
 得税の税率を乗じた金額)
 を控除することができる。
 第十号に規定する発行日後の
 各発行対象国債の支払期を支
 払期とし、各支払期において、
 次の算式により算出した金額
 を支払う。ただし、支払期が
 銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う(次号
 において規定する期日につい
 て同じ)。

$$\frac{\text{発行対象国債の額} \times \text{発行対象国債の利率}}{100 \times 1.2}$$

(別表のとおり)
 平成二十七年四月十七日付で日本
 平額(別表のとおり)つき百円で日本

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行金額
（利付） （第二） （第四） （十年） （七） （回） （）	二・二%	一年平 日九成 月三 十二	五億 円
（利付） （第二） （第四） （十年） （六） （回） （）	二・二%	二年平 日六成 月三 十二	八十九億 円
（利付） （第二） （第四） （十年） （五） （回） （）	二・四%	日年平 三成 月三 十二	四十一億 円
（利付） （第二） （第四） （十年） （四） （回） （）	二・五%	日年平 三成 月三 十二	八十一億 円
（利付） （第二） （第三） （十年） （三） （回） （）	二・九%	日年平 九成 月三 十一	三十四億 円
（利付） （第二） （第三） （十年） （三） （回） （）	三・八%	日年平 九成 月二 十八	三十二億 円
（利付） （第二） （第三） （十年） （二） （回） （）	三・七%	一年平 日三成 月二 十八	二億 円
（利付） （第四） （回） （）	一・七%	十年平 日十成 月二 十八	円百四十三億
（利付） （第七） （回） （）	一・六%	日年平 三成 月二 十八	六十一億 円

（別表）

十八
十九
二十

準とす
各発行
象の対
利回りの
元金支
払場所
入札参加
者
払込期日

証券業協会が発表した公社債店
頭売買取参考統計表に掲載され
た各発行対象国債の平均値の単
利回りとする。
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

平成二十年四月二十二日

（利付第二十六年国庫債券一回）	（利付第二十五年国庫債券一回）	（利付第二十五年国庫債券一回）	（利付第二十五年国庫債券一回）	（利付第二十五年国庫債券一回）	（利付第二十五年国庫債券一回）	（利付第二十五年国庫債券一回）	（利付第二十五年国庫債券一回）	（利付第二十五年国庫債券一回）	（利付第二十四年国庫債券一回）	（利付第二十四年国庫債券一回）
一・〇%	一・九%	一・九%	二・〇%	二・〇%	二・二%	二・一%	二・一%	一・九%	二・一%	二・五%
日年平三成三月二十五	日年平九成三月二十四	日年平六成三月二十四	日年平六成三月二十四	一年平日三成三月二十四	十年平日十成二月十三	十年平日十成二月十三	一年平日九成三月十三	二年平日三成三月十三	二年平日三成三月十三	十年平日一成三月十二
十三億円	五十八億円	三十四億円	二十四億円	五十三億円	六十九億円	三億円	百七十八億	二十億円	二億円	三十四億円